昭和三十九年厚生省令第三十八号

行規則 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施

次のように定める。 に基づき、重度精神薄弱児扶養手当法施行規則を 第百三十四号)第二十三条及び第二十八条の規定 重度精神薄弱児扶養手当法(昭和三十九年法律

第一章 認定の請求及び届出等(第一条―第十 五条)

第二章 認定及び支給等(第十六条―第二十六 条の二)

第三章 雜則(第二十七条—第三十二条)

第一章 認定の請求及び届出等

第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 当(以下「手当」という。)の受給資格及びそ ることによって行わなければならない。 及び第二十九条を除き、以下同じ。)に提出す 条、第十六条、第二十五条、第二十八条第二項 格者については、当該指定都市の長。第十五市」という。)の区域内に住所を有する受給資 二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都 法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十 類等を添えて、これを都道府県知事(地方自治 当認定請求書(様式第一号)に、次に掲げる書 の額についての認定の請求は、特別児童扶養手 という。)第五条の規定による特別児童扶養手 (昭和三十九年法律第百三十四号。以下「法」 (認定の請求)

謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯の(以下「支給対象障害児」という。)の戸籍のる法第三条に定める要件に該当する障害児 全員の住民票の写し 受給資格者及びその者が監護し又は養育す

支給対象障害児が法第二条第一項に規定す 係るものであるときはエツクス線直接撮影 る状態にあることに関する医師又は歯科医師 の診断書及び当該状態が別表に定める傷病に

三 受給資格者が父 (母が支給対象障害児を懐 定する者であることを明らかにすることがで ときは、その父又は母が法第三条第二項に規 いて、母又は父も支給対象障害児を監護する を含む。以下同じ。)又は母である場合にお 母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者 胎した当時婚姻の届出をしていないが、その

兀 Ŧ. 護するときは、その事実を明らかにすること ができる書類 受給資格者が父又は母である場合におい ,支給対象障害児と同居しないでこれを監

 黎障害児を養育することを明らかにすること 籍の謄本又は抄本並びに受給資格者が支給対 対象障害児の父及び母の戸籍又は除かれた戸 受給資格者が養育者である場合には、

六 受給資格者の前年(一月から六月までの間 の条において同じ。)の所得につき、 に請求する者にあつては、前々年とする。こ 次に掲

当該事実を明らかにできる書類) 明書を提出することができない場合には、 以上であるかの別についての市町村長の証者の有無及び当該同一生計配偶者が七十歳 含む。以下同じ。)の証明書(やむを得な び数についての市町村長(特別区の区長を う。以下同じ。) 並びに法第六条に規定す 五条の規定によつて計算した所得の額をい 七号。以下「令」という。)第四条及び第 関する法律施行令(昭和五十年政令第二百 い理由により同法に規定する同一生計配偶 る扶養親族等の有無及び数並びに所得税法 (昭和四十年法律第三十三号) に規定する 老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及 所得の額(特別児童扶養手当等の支給に 一生計配偶者(七十歳以上の者に限る。)

ができる市町村長の証明書 するときは、当該事実を明らかにすること 受給資格者が令第五条第二項各号に該当

有するときは、次に掲げる書類 象扶養親族(十九歳未満の者に限る。)を 受給資格者が所得税法に規定する控除対

することができる書類 当該控除対象扶養親族の数を明らかに

受給資格者が前年の十二月三十一日にお 得の額についての市町村長の証明書 第八条に規定する扶養義務者でない場合 には、当該控除対象扶養親族の前年の所 当該控除対象扶養親族が法第七条又は

律第二百三十八号)第三条第一項に規定す る児童の生計を維持したときは、 等でない児童扶養手当法(昭和三十六年法 いてその者の法第六条に規定する扶養親族 次に掲げ

(1) を維持したことを明らかにすることがで 十二月三十一日において当該児童の生計 当該児童の数及び受給資格者が前年の

三十一日までの間にある者を除く。)が 六年厚生省令第五十一号)第一条第七号は、児童扶養手当法施行規則(昭和三十 和三十六年政令第四百五号)別表第一に 定める程度の障害の状態にあつた場合に 同日において児童扶養手当法施行令(昭 いて十八歳に達する日以後の最初の三月 に掲げる書類等 当該児童(前年の十二月三十一日にお

書 (様式第三号) 当するときは、特別児童扶養手当被災状況 受給資格者が法第九条第一項の規定に該

ホ

規定する扶養義務者がある父若しくは母であ 年の所得につき、次に掲げる書類 る受給資格者若しくは法第八条に規定する扶 下同じ。) がある受給資格者又は法第七条に 上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以 つては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前 養義務者がある養育者である受給資格者にあ 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実

り同法に規定する同一生計配偶者の有無に ができない場合には、当該事実を明らかに ついての市町村長の証明書を提出すること 市町村長の証明書(やむを得ない理由によ する老人扶養親族の有無及び数についての 親族等の有無及び数並びに所得税法に規定 できる書類) 所得の額並びに法第七条に規定する扶養

を明らかにすることができる市町村長の証 条第二項各号に該当するときは、当該事実 当該配偶者又は当該扶養義務者が令第五

童扶養手当被災状況書 条第一項の規定に該当するときは、 当該配偶者又は当該扶養義務者が法第九

(手当額の改定の請求及び届出)

第二条 法第十六条において準用する児童扶養手 至つた場合にあつては、当該支給対象障害児に 式第四号)に、新たな支給対象障害児があるに の請求は、特別児童扶養手当額改定請求書(様 当法第八条第一項の規定による手当の額の改定 係る第一号から第三号までに掲げる書類等を、

> れを都道府県知事に提出することによつて行わ あつては、第二号に掲げる書類等を添えて、こ 支給対象障害児の障害の程度が増進した場合に なければならない。

る世帯の全員の住民票の写し 戸籍の謄本又は抄本及び当該障害児の属す

二 前条第二号に掲げる書類等

三 前条第三号から第五号までに該当する場合 には、それぞれ当該各号に掲げる書類

第三条 手当の支給を受けている者(以下「受給 五号)を都道府県知事に提出しなければならな 速やかに、特別児童扶養手当額改定届(様式第 当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、 る児童扶養手当法第八条第三項の規定による手 者」という。)は、法第十六条において準用す

(所得状況の届出

第四条 受給者は、特別児童扶養手当所得状況届 当認定請求書に前年の所得状況が既に記載され 十一日までの間に、これを都道府県知事に提出げる書類等を添えて、毎年八月十二日から九月 ているときは、この限りでない。 しなければならない。ただし、特別児童扶養手 (様式第六号) に第一条第六号及び第七号に掲 (氏名変更の届出)

第五条 受給者は、氏名を変更したときは、 各号に掲げる事項を記載した届書に戸籍の抄本 を添えて、十四日以内に、これを都道府県知事

に提出しなければならない。 識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年法律第二十七号) 第二条第五 個人番号(行政手続における特定の個人を

変更前及び変更後の氏名

項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

三 受給者記号番号 (住所変更の届出)

特別児 第六条 受給者は、住所を変更したときは、 書を都道府県知事に提出しなければならない。 日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届 (支払方法変更の届出) 受給者記号番号 変更前及び変更後の住所 個人番号

第七条 受給者は、支払方法を変更しようとする とき(現に公的給付の支給等の迅速かつ確実な 実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 (令和三年法律第三十八号。以下「口座登録法」

できるときは、当該届書を省略させることがで より、当該届書に関する事項を確認することが 項第二号に規定する公的給付支給等口座情報に ている受給者について、口座登録法第五条第一 査を行う市町村は、現に公金受取口座を利用し ればならない。ただし、第十六条に規定する審 項を記載した届書を都道府県知事に提出しなけ 更したときを含む。) は、次の各号に掲げる事 五条第二項の規定により当該公金受取口座を変 る場合であつて口座登録法第四条第一項又は第 (以下「公金受取口座」という。) を利用してい 五条第二項の規定による登録に係る預金口座 という。)第三条第一項、第四条第一項及び第

個人番号

変更前及び変更後の支払方法 受給者記号番号

(受給証明書の交付の申請)

第九条 受給者は、特別児童扶養手当受給証明書 ることができる。 (様式第七号) の交付を都道府県知事に申請す

記号番号を記載した申請書を都道府県知事に提前頭の申請をするには、個人番号及び受給者 出しなければならない。

(受給資格喪失の届出)

第十一条 受給者は、法第三条に定める支給要件 県知事に提出しなければならない。 童扶養手当資格喪失届(様式第九号)を都道府 に該当しなくなつたときは、速やかに、特別児 (死亡の届出)

第十二条 受給者が死亡したときは、戸籍法(昭 て、十四日以内に、これを都道府県知事に提出 記載した届書に、その死亡を証する書類を添え 死亡の届出義務者は、次の各号に掲げる事項を 和二十二年法律第二百二十四号)の規定による なければならない。

死亡した年月日

受給者記号番号

(届書等の記載事項)

第十二条の二 及び住所並びに届出又は申請の年月日を記載し なければならない。 届書又は申請書には、届出人又は申請者の氏名 第五条から第九条まで及び前条の

第十二条の三 第三条から第七条まで、 から前条まで及び第十五条の規定は、 第十一条 受給資格

> 当が支給されていない場合であつて当該支給停 止の事由がなお継続するとき」と読み替えるも ら第八条までの規定によりその年の七月まで手 況が既に記載されているとき、又は法第六条か 状況が既に記載されているとき」とあるのは 中「特別児童扶養手当認定請求書に前年の所得 までの規定により特別児童扶養手当の支給を受 のとする。 「特別児童扶養手当認定請求書に前年の所得状 について準用する。この場合において、第四条 けていないもの(以下「支給停止者」という。) の認定を受けた者であつて法第六条から第八条

(未支払の手当の請求)

第十三条 法第十三条に規定する未支払の手当を 請求書(様式第十号)を都道府県知事に提出し 受けようとする者は、 なければならない。 未支払特別児童扶養手当

第十四条 削除

(市町村長の経由)

2

第十五条 この章の規定によつて請求書、届書又 町村長を経由しなければならない。 は申請書を都道府県知事に提出する場合におい ては、当該受給資格者又は受給者の住所地の市

第二章 認定及び支給等

(認定の請求書及び届書の受理及び提出)

第十六条 市町村長は、前条の規定により市町村 書を受理したときは、 らないこととされている請求書、届書又は申請 長を経由して都道府県知事に提出しなければな 都道府県知事に提出しなければならない。 の所定事項について必要な審査を行い、これを 前項の場合において、提出された届書が同一 請求書、届書又は申請書

2 更に関する所要事項の報告をもつて同項の提出 かわらず、市町村長は、住所又は支払方法の変 変更に係るものであるときは、同項の規定にか 都道府県の区域内における住所又は支払方法の に代えるものとする。

3 ることによつて同項の提出に代えることができ 届書に記載された事項を記載した書類を送付す 項の規定にかかわらず、市町村長は、これらの の変更を除く。)に係るものであるときは、同 名の変更又は住所若しくは支払方法の変更(同 一都道府県の区域内における住所又は支払方法 第一項の場合において、提出された届書が氏

(認定の通知等)

第十七条 都道府県知事は、認定の請求があつた 場合において、 受給資格の認定をしたときは、

2 を当該受給資格者に交付しなければならない。 ないときは、特別児童扶養手当支給停止通知書 六条から第八条までの規定により手当を支給し (認定請求の却下通知) (様式第十一号の二)を当該支給停止者に交付 しなければならない。 都道府県知事は、前項の場合において、法第

(準用)

特別児童扶養手当認定通知書(様式第十一号)

第十八条 都道府県知事は、認定の請求があつた 場合において、受給資格がないと認めたとき 式第十二号)を請求者に交付しなければならな は、特別児童扶養手当認定請求却下通知書(様

(手当額の改定の通知等)

第十九条 都道府県知事は、手当の額を改定した 第十三号)を受給者に交付しなければならな ときは、特別児童扶養手当額改定通知書(様式

通知書(様式第十四号)を受給者に交付しなけ めたときは、特別児童扶養手当額改定請求却下 ればならない。 つた場合において、改定すべき事由がないと認 都道府県知事は、手当の額の改定の請求があ

第二十条・第二十一条 削除

(支給停止の通知)

第二十二条 都道府県知事は、第四条(第十二条 受理した場合において、法第六条から第八条ま 児童扶養手当支給停止通知書を当該支給停止者 での規定により手当を支給しないときは、特別 より提出された特別児童扶養手当所得状況届を の三において準用する場合を含む。)の規定に に交付しなければならない。

第二十三条 都道府県知事は、未支払特別児童扶 養手当請求書を受理したときは、特別児童扶養 手当支払通知書を作成し、これを請求者に交付 しなければならない。

(未支払の手当の支払通知)

第二十四条 都道府県知事は、受給者の受給資格 亡の届出義務者とする。)に交付しなければな 亡した場合にあつては、戸籍法の規定による死 通知書(様式第十五号)をその者(その者が死 が消滅したときは、特別児童扶養手当資格喪失 らない。 (受給資格喪失の通知)

(経由)

第二十五条 都道府県知事は、この章の規定によ つて通知書を交付するときは、 当該受給者の住

> いても、同様とする。 九条の特別児童扶養手当受給証明書の交付につ 所地の市町村長を経由しなければならない。第

第二十六条 第十六条、第十九条、 届書及び通知書について準用する。 び前条の規定は、支給停止者に関する請求書、 第二十四条及

第三章 雑則

(口頭による請求)

第二十七条 市町村長は、第一章に規定する請求 申請書の受理にかえることができる。 とによつて、同章に規定する請求書、届書又は 特別の事情があると認めるときは、当該請求 書、届書又は申請書を作成することができない 職員に聴取させたうえで、必要な措置をとるこ 者、届出者又は申請者の口頭による陳述を当該

2 み聞かせたうえで、陳述者とともに氏名を記載 式に従つて聴取書を作成し、これを陳述者に読に基づいて所定の請求書、届書又は申請書の様 しなければならない。 前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項

(添附書類の省略等)

第二十八条 都道府県知事は、法第二条第一項 省略させることができる。 態が固定している等の事情により当該状態に関る場合において、当該障害児又は当該児童の状「診断書等」という。)の提出を受けたことがあ 第一に定める程度の障害の状態にある児童につ 規定する障害児又は児童扶養手当法施行令別 なければならない当該状態に関する診断書等を する診断書等を添える必要がないと認めるとき は、第一章の規定により請求書又は届書に添え する診断書又はエツクス線直接撮影写真(以下 いて、既に当該障害児又は当該児童の状態に関

2 実につき課税台帳その他の公簿によつて審査 この場合において、市町村長は、証明すべき事 明書を添えることを省略させることができる。 とができ、また、指定都市の長は、市町村長証 は、これを添えることを要しないものとするこ 書を当該受給資格者又は受給者若しくは支給停 びに第七号イ及びロに規定する市町村長の証明 得状況届に添えるべき第一条第六号イ及びロ 準用する場合を含む。)の特別児童扶養手当 認定請求書及び第四条(第十二条の三において 止者の住所地の市町村長から受けるべきとき た旨を当該届書に記載しなければならない 都道府県知事は、第一条の特別児童扶養手当 並

3 4 省略させ、又はこれにかわるべき他の書類等を求書又は届書に添えなければならない書類等を 添えて提出させることができる。 があると認めるときは、第一章の規定により請 都道府県知事は、非常災害に際して特に必要

謄本若しくは抄本若しくは住民票の写し、身分第一章の規定により請求書又は届書に戸籍の 類等を、当該請求書又は届書に添えることをも きるときは、その明らかにすることができる書 当該関係事項のすべてを明らかにすることがで ができる書類又は診断書等を添えることにより 身分関係若しくは生計関係を明らかにすること 籍の謄本若しくは抄本若しくは住民票の写し、 ならない場合において、一通又は二通以上の戸 きる書類又は診断書等を添えて提出しなければ 関係若しくは生計関係を明らかにすることがで つて足りるものとする。

ときは、当該書類等を省略させることができ べき事実を公簿によつて確認することができる 又は届書に添えて提出する書類等により証明す都道府県知事は、第一章の規定により請求書

(経由の省略)

第二十九条 都道府県知事は、 ず、第一章に規定する請求書、届書又は申請書が、第一章に規定する請求書、届書又は申請書と認めるときは、第十五条(第十二条の三におと認めるときは、第十五条(第十二条の三にお を市町村長を経由しないで提出させることがで 特別の事情がある

に規定する通知書を市町村長を経由しないで交する場合を含む。)の規定にかかわらず、前章ときは、第二十五条(第二十六条において準用 当受給証明書の経由についても、同様とする。 付することができる。第九条の特別児童扶養手 都道府県知事は、特別の事情があると認める 1

第三十条 法第十六条において準用する児童扶養 年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第九 様式第十六号による。 十六条第二項の規定によつて発する督促状は、 手当法第二十三条第二項において準用する国民 (身分を示す証明書) 1 1

当該職員が携帯すべき身分を示す証明書は、様1三十一条 法第三十六条第三項の規定によつて 式第十七号による。

(障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給の

第三十二条 の支給に関する手続その他必要な事項について 障害児福祉手当及び特別障害者手当

> に関する省令(昭和五十年厚生省令第三十四 は、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給 号)の定めるところによる。

する。ただし、法附則第二項の規定によつてな される手続に関しては、 この省令は、昭和三十九年九月一日から施行 公布の日から施行す

第二六号) (昭和四〇年五月三一日厚生省令

和四十年八月一日から施行する。を「22万円」に改める部分を除く。)は、昭 改正に係る部分並びに様式第三号の改正規定 し、第一条の改正規定中同条第二項第二号イの (同様式注意の11のイ及びロ中「20万円」

二九号) 則 (昭和四一年八月一日厚生省令第

の口の(ホ)の改正に係る部分は、昭和四十一 し、様式第三号の改正規定中注意の5及び10 この省令は、公布の日から施行する。ただ -十二月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。 附

る

令第五八号) 附 則

この省令は、公布の日から施行する。 二 附 八 号 則 抄 (昭和四三年七月四日厚生省令第

この省令は、公布の日から施行する。 附 一七号) 則 (昭和四四年七月一日厚生省令第 抄

この省令は、公布の日から施行する。 第二六号) 則 (昭和四四年八月二五日厚生省令

3

この省令は、公布の日から施行する。 令第三九号) 附

の省令は、 第四九号) 則 (昭和四七年九月一六日厚生省令 公布の日から施行する。

この省令は、

第三八号) (昭和四八年九月二八日厚生省令

昭和四十七年十月一日から施行

1 する。 この省令は、昭和四十八年十月一日から施

1 第二一号) (昭和四九年六月二〇日厚生省令

則

この省令は、公布の日から施行する。ただ 1 第二二号)

抄

(昭和四二年八月三一日厚生省令 抄

令第四八号) 第三二号) (昭和四二年一一月一〇日厚生省

この省令は、公布の日から施行する。 (昭和四二年一二月二五日厚生省

この省令は、公布の日から施行する。

(昭和四四年一二月一〇日厚生省

第三一号) (昭和四五年六月一七日厚生省令

この省令は、公布の日から施行する。 (昭和四九年六月二二日厚生省令

する。

四条第二項の規定によつてなされる手続に関し 第八十九号。以下「改正法」という。) 附則第 法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律 ては、公布の日から施行する。 する。ただし、附則第二項の規定及び児童手当 この省令は、昭和四十九年九月一日から施行

2 改正法附則第四条第二項の規定によりなされ る手続に係る手当認定請求書及びこれに添える べき診断書等については、なお、 ることができる。 従前の例によ

第三三号) 則 (昭和五〇年八月一三日厚生省令

この省令は、昭和五十年十月一日から施行す

第四六号 附 則 (昭和五一年一〇月一日厚生省令

この省令は、公布の日から施行する。 附 則 (昭和五二年一〇月一日厚生省令

第四四号)

この省令は、公布の日から施行する。 一六号) 則 (昭和五三年四月一日厚生省令第

この省令は、公布の日から施行する。

(昭和五三年五月二七日厚生省令

この省令は、公布の日から施行する。 第三四号)

年九月十日までの間は、同条中「毎年八月十一 する者を除く。)に対する改正後の特別児童扶 けている者を含む。)であつて、同年八月期渡の支払を受けることができる者(既に支払を受 日から九月十日」とあるのは、 適用については、昭和五十三年六月一日から同 養手当等の支給に関する法律施行規則第四条の きるもの(同年六月又は七月に受給資格を喪失 分の特別児童扶養手当の支払を受けることがで 昭和五十三年四月期渡分の特別児童扶養手当 「昭和五十三年

は「昭和53年6月中」とする。8月11日から9月10日までの間」とあるの 六月一日から同月三十日」と、様式第六号(表 1日」と、同様式(裏面)の注意の1中「毎年 面)の⑮の欄中「8月1日」とあるのは「6月

第五六号) (昭和五六年七月三〇日厚生省令

この省令は、昭和五十六年八月一日から施行

2 びにこれらに添えるべき証明書については、な手当現況届及び特別児童扶養手当所得状況届並 お従前の例による。 昭和五十四年以前の年の所得に係る児童扶養

令第六九号) (昭和五六年一二月一九日厚生省

の施行の日から施行する。 に関する法律 (昭和五十六年法律第八十六号) 加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備 この省令は、難民の地位に関する条約等への

二六号) (昭和五七年六月九日厚生省令第

する。 この省令は、昭和五十七年七月一日から施行

第三五号) 附 則 (昭和五七年八月一四日厚生省令

この省令は、 則 (昭和五七年八月三一日厚生省令 公布の日から施行する。

この省令は、昭和五十七年十月一日から施行 第四〇号)

する。

令第四九号) 附 則 (昭和六〇年一二月二八日厚生省

(施行期日)

第一条 この省令は、

昭和六十一年四月一日

いから

施行する。 第一七号)附則(四 (昭和六一年三月二九日厚生省令

抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六十一年四月一日 下「施行日」という。)から施行する。 (昭和六三年五月三一日厚生省令 议

施行期日) 第三九号)

(様式に関する経過措置) する。 この省令は、 昭和六十三年七月 一日から施

2 現にあるこれらの規定による改正前の様式によ現にあるこれらの規定による改正前の様式によ

る請求書及び届の用紙は、当分の これを取

第一条中老齢福祉年金支給規則様式第二号

祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令 度分の道府県民税につき地方税法第三十四条第 号までの規定に該当するとき又は昭和六十三年 までの規定に該当するとき」とあるのは「第三 業所得等の金額とを合算した額」と、「第三号 四第一項に規定する超短期所有土地等に係る事 する同法第四条第二項第一号に掲げる税を含 府県民税(都が地方税法(昭和二十五年法律第 は「計算した所得の額と昭和六十三年度分の道これらの規定中「計算した所得の額」とあるの 第二条及び第十五条の規定の適用については、 給に関する法律施行規則第一条並びに障害児福 当法施行規則第一条、特別児童扶養手当等の支 二百二十六号)第一条第二項の規定によつて課 昭和六十三年八月一日前における児童扶養手 項第十号の二に規定する控除を受けたとき」 以下同じ。)に係る同法附則第三十三条の て都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、場合には、前々年をいいます。) の所得につい 等の支給に関する法律施行規則様式第一号(裏 ついて第四条による改正後の特別児童扶養手当の受給資格及びその額についての認定の請求に 欄は、前年(1月から6月までの間に請求する 及び長期・短期譲渡所得金額の合計額を記入し 額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額 山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金 様式第一号(裏面)中「7 ((21))の欄は 面)の規定が適用される場合においては、同令 てください。」とあるのは、「7 ((21))の

前年(1月から6月までの間に請求する人の

(平成元年三月二四日厚生省令第

この省令は、公布の日から施行する。

金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の

人の場合には、前々年をいいます。)の所得に

ついて都道府県民税の総所得金額、退職所得金

れている書類は、この省令による改正後の様式 によるものとみなす。 様式(以下「旧様式」という。)により使用さ この省令の施行の際現にある旧様式による用 この省令の施行の際この省令による改正前の

紙及び板については、当分の間、これを取り繕

7

書及び届の用紙は、当分の間、これを取り繕っ

るこれらの規定による改正前の様式による請求

第三条及び第四条の規定の施行の際、現にあ

て使用することができる。

附 則

(平成六年二月二八日厚生省令第

らず、この省令により改正された規定であって ものについては、当分の間、なお従前の例によ 改正後の様式により記載することが適当でない って使用することができる。 この省令による改正後の省令の規定にかかわ

(平成二年七月二〇日厚生省令第

2

る。

間、これを使用することができる。 改正前の様式による用紙については、当分の

(平成六年七月二七日厚生省令第

この省令の施行の際現にあるこの省令による

この省令は、平成六年四月一日から施行す

この省令は、公布の日から施行する。

使用することができる。 及び届の用紙は、当分の間、これを取り繕って これらの規定による改正前の様式による請求書 第一条及び第二条の規定の施行の際現にある

二八号) (平成五年六月一六日厚生省令第 3

号に定める日から施行する。 この省令は、平成五年八月一日から施行す ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

(平成七年三月三〇日厚生省令第

1 る。ただし、第二条中様式第一号(表面)の改・ この省令は、平成七年四月一日から施行す 正規定中注意の6に係る部分及び様式第六号 行規則第一条第七号ニ (2) の改正規定、様式七年四月三日から、第一条中児童扶養手当法施 正規定、同様式(裏面)の改正規定中注意の1 ニ(2)の改正規定、様式第一号(裏面)の改 当等の支給に関する法律施行規則第一条第六号 面)の改正規定並びに第二条中特別児童扶養手 定、様式第十号の改正規定及び様式第十一号に係る部分、様式第八号の(表面)の改正規 第一号(裏面)の改正規定及び様式第六号(裏 (表面)の改正規定並びに第四条の規定は平成 (裏面)の改正規定は平成七年七月一日から施

3

平成六年七月以前の月分の特別児童扶養手当

規定 平成六年四月一日

条、第四条及び附則第三項から第七項までの 第二条 (前号に掲げるものを除く。)、第三 「158万4千円」に改める部分を除く。)、 (裏面)の改正規定(「156万4千円」を

2 この省令の施行の際この省令による改正前の れている書類は、この省令による改正後の様式 様式(以下「旧様式」という。)により使用さ 行する。 によるものとみなす。

紙は、当分の間、これを取り繕って使用するこ3 この省令の施行の際現にある旧様式による用 とができる。

第一号) 則 (平成一一年一月一一日厚生省令

(施行期日)

ている場合は、その旨を申し出てください。」 してください。なお、みなし法人課税を選択し 額及び長期・短期譲渡所得金額の合計額を記入

(経過措置) この省令は、 公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による 間、これを取り繕って使用することができる。改正前の様式による用紙については、当分の 附 則 (平成一一年三月八日厚生省令第

1 る。 この省令は、平成十一年四月一日から施行す 一五号)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による 改正前の様式による用紙については、当分の これを取り繕って使用することができる。

第六〇号) 則 (平成一一年五月二八日厚生省令 抄

(経過措置)

第一条、第三条及び第四条の規定の施行の際

この省令は、平成六年八月一日から施行す

(施行期日)

四八号)

抄

る請求書及び届の用紙については、当分の間、 現にあるこれらの規定による改正前の様式によ 3 行の際現にあるこれらの規定による改正前の様 第一条から第四条まで及び第六条の規定の施

これを取り繕って使用することができる。

式による請求書及び届の用紙は、当分の間、 れを取り繕って使用することができる。

令第一二七号) 則 (平成一二年一〇月二〇日厚生省

(施行期日)

(様式に関する経過措置) 成十三年一月六日)から施行する。 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日 平式十一年法律第八十八号)の施行の日(平この省令は、内閣法の一部を改正する法律

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用 改正前の様式(次項において「旧様式」とい による改正後の様式によるものとみなす。 う。)により使用されている書類は、この省令 この省令の施行の際現にあるこの省令による

用することができる。 紙については、当分の間、これを取り繕って使

省令第一七八号) 則 (平成一三年七月三一日厚生労働

この省令は、平成十三年八月一日から施行す

(平成一四年五月二四日厚生労働

(施行期日等) 省令第七〇号) 抄

当該各号に定める日から施行する。 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、

第三条、第五条及び附則第四項の規定

平

これらの規定による改正前の様式による用紙に ついては、当分の間、これを取り繕って使用す 第三条及び第五条の規定の施行の際現にある 成十四年八月

ることができる。 令第一○三号) 則 (平成一四年八月五日厚生労働省

この省令は、公布の日から施行する。

省令第四五号) (平成一七年三月二五日厚生労働

(施行期日)

この省令は、平成十七年四月一日から施行す

(経過措置)

この省令は、平成十一年七月一日から施行す 2 改正後の様式によるものとみなす。 前の様式(次項において「旧様式」という。) により使用されている書類は、この省令による この省令の施行の際現にこの省令による改正

3 紙については、当分の間、これを取り繕って使 用することができる。 この省令の施行の際現にある旧様式による用

省令第一四四号) 則 (平成一八年七月二八日厚生労働

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年八月一日 行する。 「から施

規則の一部改正に伴う経過措置) (特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行

第三条 この省令の施行の際現にある第二条の規 扶養手当等の支給に関する法律施行規則の様式 定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に によるものとみなす。 る書類は、同条の規定による改正後の特別児童 関する法律施行規則の様式により使用されてい 1

当分の間、これを取り繕って使用することがで る法律施行規則の様式による用紙については、 よる改正前の特別児童扶養手当等の支給に関す この省令の施行の際現にある第二条の規定に

省令第一一二号) 則 (平成一九年九月二五日厚生労働 抄

施行期日

第一条 この省令は、平成十九年十月一日 行する。 「から施

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行

第八条 この省令の施行の際現にある第十三条の 規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給 よるものとみなす。 いる書類は、同条による改正後の同令の様式に に関する法律施行規則の様式により使用されて 規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この省令の施行の際現にある第十三条の規定 は、当分の間、これを取り繕って使用すること する法律施行規則の様式による用紙について による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関

省令第九九号) 則 (平成二四年六月二九日厚生労働 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、 平成二十四年七月一日から

規則の一部改正に伴う経過措置) (特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行

第二条 平成二十二年以前の年の所得に係る特別 児童扶養手当認定請求書及び特別児童扶養手当

いては、なお従前の例による。 所得状況届並びにこれらに添えるべき書類につ

第三条 この省令の施行の際現にある第一条の規 定による改正前の様式による特別児童扶養手当 使用することができる。 用紙については、当分の間、これを取り繕って 認定請求書及び特別児童扶養手当所得状況届の

省令第五五号) 則 (平成二七年三月三一日厚生労働 抄

する。 この省令は、平成二十七年四月一日から施行

省令第一五〇号)附 則 (平成二-(平成二七年九月二九日厚生労働 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、行政手続における特定の個 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日 成二十七年十月五日)から施行する。ただし、 (以下「番号利用法」という。) の施行の日(平 人を識別するための番号の利用等に関する法律 から施行する。 3

年一月一日) 第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八 三十八条までの規定 番号利用法附則第一条 条から第二十九条まで及び第三十一条から第 条、第十三条、第十五条、第十七条、第十九 第六条、第八条から第十条まで、第十二

規則の一部改正に伴う経過措置) (特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行

第八条 この省令の施行の際現に提出されている 手当等の支給に関する法律施行規則の様式(次 の様式によるものとみなす。 別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則 れている書類は、同条の規定による改正後の特 項において「旧様式」という。)により使用さ 第二十二条の規定による改正前の特別児童扶養

2 この省令の施行の際現にある旧様式について ができる。
は、当分の間、これを取り繕って使用すること

省令第二五号) 則 (平成二八年二月二五日厚生労働 抄

(施行期日)

月 法律第六十八号)の施行の日(平成二十八年四 この省令は、行政不服審査法(平成二十六年 一日)から施行する。

附 省令第一〇一号) (平成二八年五月二三日厚生労働

(施行期日) この省令は、平成二十八年六月一日から施

2 この省令の施行の際現にある第一条の規定に る法律施行規則の様式については、当分の間、 規則の一部改正に伴う経過措置) よる改正前の特別児童扶養手当等の支給に関す (特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行

これを取り繕って使用することができる。 令第一〇一号) (平成三〇年八月一日厚生労働省

1 この省令は、平成三十年八月一日から施行す (施行期日)

(経過措置)

る。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による 紙については、当分の間、これを取り繕って使っての省令の施行の際現にある旧様式による用 による改正後の様式によるものとみなす。 う。)により使用されている書類は、この省令 改正前の様式(次項において「旧様式」とい

用することができる。 第一号) (令和元年五月七日厚生労働省令 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。 (経過措置)

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令 う。)により使用されている書類は、この省令 で定める様式(次項において「旧様式」とい よるものとみなす。 による改正後のそれぞれの省令で定める様式に

2 と認められる範囲内で、当分の間、これを取り1 旧様式による用紙については、合理的に必要

附 則 (令和元年六月二八日厚生労働省繕って使用することができる。 令第二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を 改正する法律の施行の日(令和元年七月 から施行する。 一月)

(様式に関する経過措置)

紙については、当分の間、これを取り繕って使2 この省令の施行の際現にある旧様式による用 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令に 令による改正後の様式によるものとみなす。いう。)により使用されている書類は、この省 用することができる。 よる改正前の様式(次項において「旧様式」と

令第二二号) 則 (令和元年六月二八日厚生労働省

(施行期日)

第一条 この省令は、令和元年七月一日から施行 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該

一 第三条中特別児童扶養手当等の支給に関す る法律施行規則様式第六号の改正規定 元年八月十二日 令和

(経過措置)

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令に 令による改正後の様式によるものとみなす。 よる改正前の様式(次項において「旧様式」と いう。)により使用されている書類は、この省

紙については、当分の間、これを取り繕って使2 この省令の施行の際現にある旧様式による用 用することができる。 則 (令和二年一二月二五日厚生労働

省令第二〇八号)

第一条 この省令は、 (施行期日)

公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令に よる改正前の様式(次項において「旧様式」と いう。)により使用されている書類は、この省 (経過措置)

| 紙については、当分の間、これを取り繕って使| 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用 令による改正後の様式によるものとみなす。 用することができる。

省令第二一二号) (令和二年一二月二八日厚生労働

(施行期日)

|第一条 この省令は、 する。 令和三年一月一日から施

手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の 等の支給に関する法律施行規則及び障害児福祉 一部改正に伴う経過措置) (児童扶養手当法施行規則、特別児童扶養手当

第三条 令和元年以前の年の所得に係る児童扶養 所得状況届並びにこれらに添えるべき書類につ 特別障害者手当認定請求書及び特別障害者手当 手当認定請求書、児童扶養手当所得状況届、児 書、特別児童扶養手当所得状況届、障害児福祉 童扶養手当現況届、特別児童扶養手当認定請求 手当認定請求書、障害児福祉手当所得状況届、 いては、なお従前の例による

ついては、当分の間、これを取り繕って使用す施行日において現にある旧様式による用紙に

ることができる。

正後の様式によるものとみなす。 書類は、第二条から第四条までの規定による改 て「旧様式」という。) により使用されている 条までの規定による改正前の様式(次項におい この省令の施行の際現にある第二条から第四 1

用することができる。 紙については、当分の間、これを取り繕って使この省令の施行の際現にある旧様式による用

2

第九四号) 則 (令和三年五月六日厚生労働省令

3

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。 (経過措置)

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用 第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令に 用することができる。 紙については、当分の間、これを取り繕って使 令による改正後の様式によるものとみなす。 いう。)により使用されている書類は、この省 よる改正前の様式(次項において「旧様式」と 1

省令第一七五号) 附 則 (令和三年一〇月二二日厚生労働 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。 (経過措置)

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用 第十二条 この省令の施行の際現にあるこの省令 用することができる。 紙については、当分の間、これを取り繕って使 省令による改正後の様式によるものとみなす。 という。)により使用されている書類は、この による改正前の様式(次項において「旧様式」

第一二六号) 則 (令和四年九月八日厚生労働省令

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年十月一日 から施行

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の日(次項において「施 式によるものとみなす。 されている書類は、この省令による改正後の様(次項において「旧様式」という。)により使用 交付されているこの省令による改正前の様式 行日」という。)において現に提出され、又は 七六五四

令第五四号) (令和六年三月二六日厚生労働省 | 様式第一号(第一条関係)

(経過措置) この省令は、公布の日から施行する。

す。 改正前の様式により使用されている書類は、こ の省令による改正後の様式によるものとみな この省令の施行の際現にあるこの省令による

改正前の様式による用紙については、当分の この省令の施行の際現にあるこの省令による これを取り繕って使用することができる。

令第九九号) 附 則 (令和六年六月二五日厚生労働省

(施行期日)

る。 この省令は、令和六年七月一日から施 行す

(経過措置)

| 2 この省令の施行の際現にある特別児童扶養手 当分の間、なお従前の例による。 扶養手当等の支給に関する法律施行規則(次項 において「旧令」という。)第十四条の規定は 当証書に係るこの省令による改正前の特別児童

3 この省令による改正後の様式によるものとみな おいて同じ。)により使用されている書類は、 改正前の様式(旧令様式第八号を除く。次項に この省令の施行の際現にあるこの省令による

別表 4 この省令の施行の際現にあるこの省令による 間、これを取り繕って使用することができる。 改正前の様式による用紙については、当分の

呼吸器系結核

じん臓結核けい肺(これに類似するじん肺症を含む。 肺のうよう 肺えそ

胃かいよう

胃がん いよう

内臟下垂症 十二指腸か

動脈りゆう 骨又は関節結核

骨ずい炎

骨又は関節損傷

十四四 れるもの その他認定又は診査に際し必要と認

1161						(8)	(80)										
	SE DORDH	9	antone de -		la mount da		_										_
	10年月日 - 仓		10 III 16		0.81	8000,80	5080848 48 1		0) A		の 対象の発力						
		9.3	[R R R R T S]	8 2 2 3	直		100	R	40000	0 1	nun	(9 A)	204-01		0 0	:Martin	_
-		T				0	の個人は		u		$\overline{}$	_			_		-
300	① ふりがな 氏名・性別		界 ② 紹和 ・ 生年 平成 ・ 以 月日 合和		0 80, 89	配偶 ある・ 者型 ない 者型	会員一生 計数 につい 配偶に	計配調音及び 55.若人批業報 *ては、②可能な が及び前人状態	施の数(請求者 L上の同一生計 資飲の合計数	(0)	A)	,	, ,)	,	A	,	
	(E HI	TEL ()		安文払金 対金線 機関	D公全支数口度を利	B 9 BURT	HAR.	日供養穀助の数 (満の招除対象) いで前年の12月 打によって生計点	民養親院の数1) 81日において	(0)	λ)	` _	_	_	Ã	_	_
ç	第8文は		3 69.5				7:324	75 PH	\$0	<u> </u>	1 60		T dept		Ø15		10
	勃然先名	TEL ()	新	8			[31	ES-8 (9/90E)	F# F6(C.)		1 NOT	- 5		7	(2)	- D	
	(5: 4)	解剖児の氏名 ド 月 日)	学度 年 月	1 HS.]	(100 to 40 to 100 to 10	я ня.)		さんらの一生別を 収録払の数 Vを開放するであ			K 19		В		PI		H
	日報人務日						12 3	5在及び扶養親	数の数		1		1 "		- 1		
		5000000 W	(80 - 80 - 90	M)	(80 .86 -	W M)		で言者・特別研究 JLり収・動分学		間-物能 ・第・ひと 9・腕	19	50-1150 -35	п	(2・10/02 ・20 - (2)と リ・別	[*]	-36-050-89 10-4900	Г
10	92 0	n e									9 19	P	н	- 15	(2)	PI	Н
ě	an o	E 6					10 S				9 19	P	H	19	[7]	PI	Н
	-		大松されている)		文組されている)			PORREIN			10		- 11		19	$\overline{}$	Н
	9 8 8 8 8 8 8	ま否による年金の 支給が止 機関			艾松养土	MIN	10				P	\sim	- 11	\sim	P1		_
			X801001		支給されない				の所得額	学能資格の設定を請求します。							
	04 K R	28560					10000	161 G	R B	C RESIDENCE	8年全國		. 6				
	黄号及	. び除金等級						加事		10							
								101.00		ML.							
							8	* 4	り相違わりません。								_
	516	W 6							4 H H								
_			L,				- 在						RECE				_
91	(\$488.6)	文裕開始年月		F 5 8 8	大松和粉金額	交给者批告。由号	掛付 書類	戸籍、在民意。 介護中立書、	- 設新書・X線フイルム との他(・前伝地の	所得起用	1書、養育申	公務・総	明書、別居監	2012	a-14明書。	
ñ	F			956 P	12月 円 4月 円 8月 円	8 0	0 60 70										

**	38	4					(8)	Œ				
	医附村名		委任年日日	181 年	Я	B			財産の種類	被災前の財産の 概要とその価格	频准	の程度とその金額
要用	医町村 令和	年月日第一号	4	和年	Я Я	8	(d)	ŧΙ	老地			
		挂别思章故蔓王	品被似状况费				8 5	χl	住宅でない建物			
① 接	氏名 個人番号		受給者 記号・書号	ж			ą		その他の財産			
出者	住所						- 映金又は前書経賃金	0.65				
2 被	15名		提出者と の銀柄				7		の受給状況	36 MI		
災者	被災当時の住 所又は展所		職業				Т			 英秋深を申し立てます。 月 日		
3	災害の種類								会和 年 知事			
災害	被災年月日	会和 年 月 日					٦		市長	ı		
	財産の種類	被災前の財産の 概要とその価格	損害の	程度とそ	の金朝	ı						
後被	住宅								トジのとおり、前達	\$U\$+4.		
投权规	家財							E.	会和 年	л в	SRINE.	
	田畑						7			ma	200,4136	

(国)
 (国)
 (国)
 (国)
 (国)
 (国)
 (国)
 (日)
 (国)
 (日)
 (日)</li

様式第四号(第二条関係)

THE CONTROL OF THE CO

②水平8月1日における支給計象 障害児の状況 上記のとおり、世界的民を紹介は 会称 年 月 日 知 事 教

なた、地域上の単位であり、一条が高度、その機能が、中間を開発してはは は、地域上の単位であり、一条が高度、その機能が、中間を使用していません。 10 日間ではついては、企工地は上の中一手が高度性のより機能のよりを使用していません。 10 日間ではついては、企工地は上の中一手が高度性のより機能のよりを使用していません。 10 日間では、日本の機能が、日本の

| The control of the

様式第九号(第十一条関係) 様式第八号 削除

IN THE SECOND PROPERTY OF THE SECOND PROPERTY

200	- 4										
110	RHS				*	の回転付 外付年月日	910		я		
ens g	RH 28	*	8	40		NGRH NGS	910		Я	- ;	
			8.3	3.9.5			1.1.1			_	
0.00	(4-16/5) 6 8 8A89	F				9 M 1				4	
*	d#	Т				RCLE	.0 00	- 4	я		
3	(2.50°G)					X1.0	9	.R	ORB		
ŝe!	個人委号						3200	BORE	RELE	+	
80	æ#	Т								_	
8											
10	9789878 10 1		n n	出席に基づ	8. ±100±	DUMPLEY					
	*	٠,				384.6	ne				
		100 0			_	KR X E F		F2 8	В	я	



² 消食者である得害別に代わって支払金融機関で未支払の手当を受けとも人があると は、衛等欄にその人の広ち、任用及び端本者である神器別との破料その他の関係を犯 人して下され。

日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日								市長	
#XXX+10 (B+A)((B))					D.				
□ ○								(A9)	(4(6)
□ ○									
1									
1									
1									
□ ○									
□ ○									
1									
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日									
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日									
1									
1									
1		*+=#	(20)	4-9 AVERAGE					
R									
				993030	京庆 賽子市	804			
日		IT.	6					16	9
2.0 新学校 中 月 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		Æ	æ						
				(1)			(2)		
作用の関	П				- 1			(140)	
文 正 年 月		降货用	散	(28)	A		除岩光数	(2株)	A
関	ã	平当月	额		PI	Ħ	手当月額		P
2002年	Ď.	建年	л	仓和	年	150:	0.6		
수에 약 기 미 전 전 (API4B)	я		25						
加多 市兵 税 (AN4集)	ŀ	定のとお	в,	特別児童扶養	P当の額を	d ii	しましたので	新知します。	
加多 市兵 股 (A所4集)									
数 数 (A列4事)	4	161 (17	Я	p p					
和 有長 原 (A列4番)									
股 (A用4章)								如事	81
(人列4章)								作長	
11.00					100				
11.00	_							(ANIA	(8)
			ocum.						

ME. MINICARISA とは、一つの場合を付け上の間から見ましておいます。 (日本代)者の、日本代)者の、日本代)をは、日本代)者の、日本代)をは、日本代(日本代)者の、日本代)をは、日本代)に、日本代(日本代)というの場合のであり、日本代)に、「日本代)に、

(¥ m)

特別児童改養手当文訟伴上通知書

あなたは、特別児童状養手当等の女能に関する法律(例6条、帯7条 、上級のとおり文庫所生となりましたので運知します。 令和 年 月 日

様式第十六号(第三十条関係)

					8	91	Ж	Œ.	12	簽	手	15	超	ď.	ż	ìĄ	R	20	F	ž	×	8							
請水者	πe															10											75		
請水者	tt: e	,																											
JU.		T																											
F																													
t																													
2																													
70																													
in in																													
9.80																		3	0)	8	ø	d	12	14	8	35	ð	9	\$
55. E																							,						
Mic.																												0	*
7233																												è.	
8500																													
単せん		- 10			-		Ĭ				-	**	_					"		-	-					_	-		
主力		0	w.	9.0	'n	25	i.	i	ık:	'n	z	æ	ò	1	ю	a	25	20		н			ø	3	60	di	è	ø	it
の要日																													
ELT																													
市本代	#1	ď	80	tit	16	ě.	rz	n	ż	Ť.			19	iè.	÷	8		Ē	às.	r	À	ź	÷						
12.30		ò	16	troi	14	4	it	è	п	ø	49	п	34		èc	10			è	ŵ	ű	13	B	ire			τ	Ŷ.	
処分の																													
てきま	常人																												
9.81		44.		н		11																							
																					to	*							
																					ŧ	R							
										ı	ĸ																		
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		A i	21 -	1





様式等十年年(第三十二級報告) (共和日) (共和日

厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
 大きさは、振知とリメートル、模略とリメートルとする。